

RPS 制度の経過措置の見直し（速報版）

ナットソース・ジャパン(株) 船曳 尚

2006年4月17日に開催された第5回RPS法評価検討小委員会（以下「小委」）で事務局から「RPS法評価検討小委員会・報告書（案）」（以下「報告書案」）が提示された。この中には前回の小委で事務局が事前にアナウンスしていたRPS制度の「経過措置」の運用の変更についての数値案が示され、議論を経て小委では大筋了承された。

今回のRPS法附則第五条¹に基づくRPS制度の見直しにおいて、2003年当時に定めた経過措置の前提条件の状況とは異なった現在の状況²下で、現在の経過措置の運用の適切性の評価と2010年度の目標の実現性を高める観点から、変更を提示されたものである。

なお、今月末（2006年4月28日）発行予定のナットソース・ジャパン・レター2006年5月号において、より詳細な解説を加えたものを掲載する予定である。

今回の見直し案

今回の報告書案での需給に係するポイントは、「2006年度から2009年度までの経過調整率の変更」である。経過調整率及びそれに基づく調整後の基準利用量（義務量）の推計値は下表1のように提示された。

表1 現状の経過調整率

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	(2010)	合計
現行経過調整率	1	1	1	1	1	2/3	1/3	(0)	-
a. 現行義務量 ³	32.8	36.0	38.3	41.2 (41.5)	44.2 (44.4)	64.1 (64.2)	88.9 (88.9)	122.0 (122.0)	468.1
現行義務比率	0.39	0.43	0.44	0.47	0.50	0.72	0.99	1.35	-
新経過調整率	1	1	1	9/10	3/5	2/5	1/5	(0)	-
b. 新義務量 ⁴	32.8	36.0	38.3	45.5	61.2	75.6	94.6	122.0	506.0
新義務比率	-	-	-	0.52	0.69	0.85	1.05	1.35	-
増加量 (b-a)	-	-	-	4.3 (4.0)	17.0 (16.8)	11.5 (11.49)	5.7 (5.7)	-	38.5 (37.9)
増加率 ((b/a-1) × 100)	-	-	-	10.44 (9.64)	38.46 (37.84)	17.94 (17.76)	6.41 (6.41)	-	8.24 (8.10)

（単位：義務量・増加量は億 kWh、義務比率・増加率は％）

なお、調整後の基準利用量（義務量）は以下の式で計算される。

（式）

「利用目標率」 = 「当該年度の全国の利用目標量」 ÷ 「前年度の全国の電気供給量」

「調整利用目標率」 = 「利用目標率」 - {（「最大既存利用率」 - 「自己の既存利用率」） × 「経過調整率」}

「調整後の基準利用量」 = 「調整前の基準利用量」 ÷ 「基準利用率」 × 「調整利用目標率」

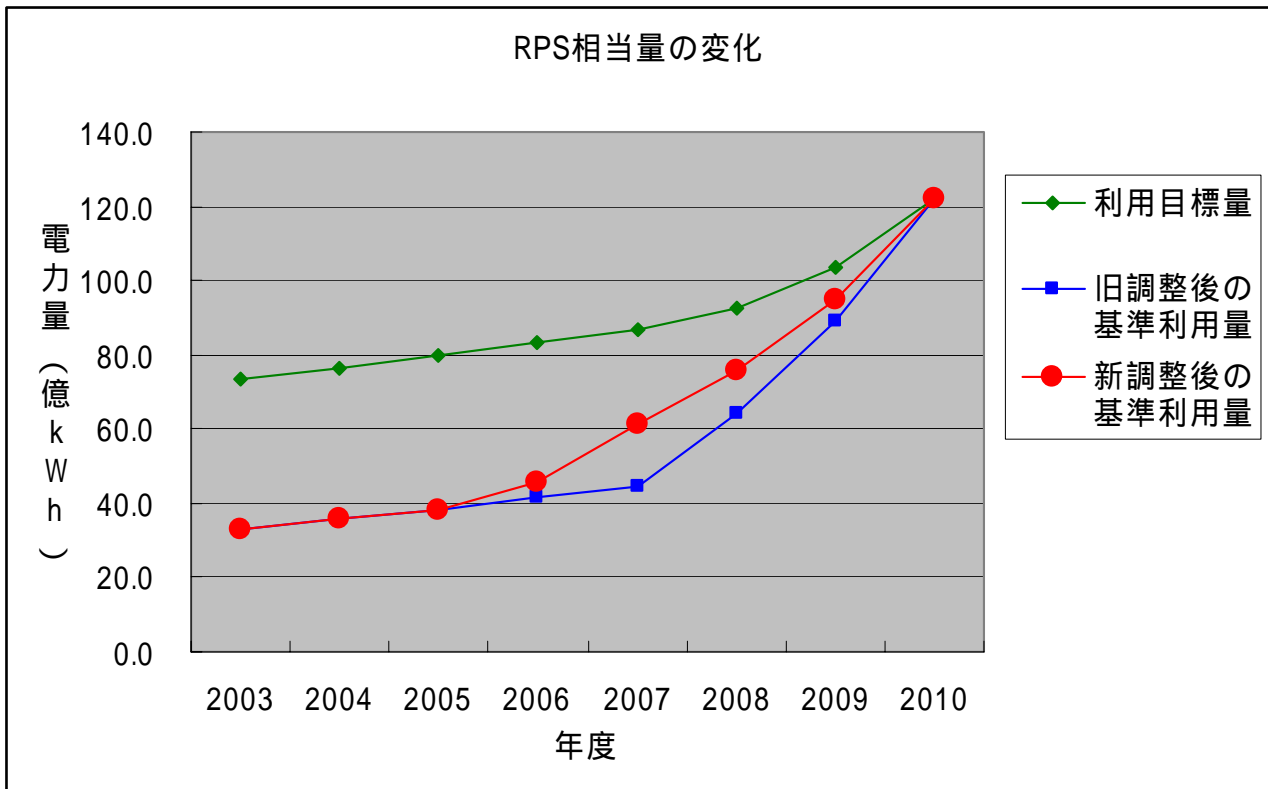
¹ 条文は、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

² 相当量の無価値化が示現する可能性があるなど運用面での相当量の供給超過が起きている状況

³ 正式には「調整後の基準利用量」であり、2003年度～2005年度は実績値、2006年度～2010年度の上段は「2030年のエネルギー展望」（平成17年3月総合資源エネルギー調査会需給部会）からの資源エネルギー庁試算値、下段カッコ内は平成15年11月に公表された資源エネルギー庁による推計値

⁴ 正式には「調整後の基準利用量」であり、2003年度～2005年度は実績値、2006年度～2010年度は今回の報告書案で提示された資源エネルギー庁による推計値

図 1 新経過調整率に基づく調整後の基準利用量



(資源エネルギー庁の資料を基にナットソース・ジャパン(株)作成)

価格へのインパクト

- 当面は、今回の見直しでも急激な需要超過が引き起こされるわけではないので、RPS 相当量のスポット市場取引価格は極端な値上がりが発生する可能性は極めて低い
- 2009 年度以降については、今回の見直しによる義務量増加の要因よりも、今年度あたりから計画/建設される新規の対象電源の進捗や、既存設備の改修計画の実行などによる供給面と、2011 年度以降の義務量設定から波及する需要面の関係の方が大きな要素だと思われる。そのため、今回の見直しによるインパクトは短期的なもの同様に限定的であろう

その他

- 対象エネルギーの見直しにかかる水力発電の関係で「卸供給事業者」の RPS 相当量に起因する収益は、「控除収益」として卸供給料金から差し引かれる旨の説明が、報告書案の脚注 3 にあった。この考え方を援用すると、卸電気事業者が大規模な既存石炭火力等の設備の改修を行い RPS 対象電源となった場合、既存契約の収益しかとれないためこのような改修を行なうインセンティブが抑制される可能性がある
- 温対法関連で、現状の整理として報告書案の脚注 4 に「なお、この排出係数は、実際に用いた電気を基にしたものであり、RPS 相当量を購入して義務履行に当てても、排出係数は下がらない」と明示された。排出係数算定に関する CO2 関連の価値は「電気」に帰属するとの現状整理である。今後の CO2 関連の国内施策にインパクトがある整理であるとともに、エネルギー分野の CO2 評価制度は、省エネ法と同様に実排出/実エネルギー使用を主眼にすることを明示したため、今後の制度設計如何ではあるが、現状では電気の需要家にとってグリーン電力証書よりはグリーン PPS 制度の方がメリットを享受できる可能性が高くなったと考える。

スケジュール

今後、パブリックコメントを経て報告書が小委で承認され、新エネルギー部会、総合資源エネルギー調査会で審議を行い、これを受けて経済産業大臣が「告示」の変更を公示する。RPS法における手続きでは、電気事業者は、5月に経済産業省から公示される利用目標率を用い、6月1日までに前年度の電気供給量を基に基準利用量を経済産業省に届出（様式第1）を行い、基準利用量と新経過調整率を基に経済産業省より当該年度の調整後の基準利用量が公示される⁵と思われる。

以上

本レポートは、筆者個人の意見を基に作成されており、所属する組織の公式な意見ではない。また本レポートに関する全ての責任は筆者個人にある。

⁵ 2005年度は6月20日であった